

診療報酬算定のための

施設基準等の事務手引

平成30年4月版 6月発刊予定

定価 本体 4,800円+税/B5判約1,600頁 ISBN978-4-7894-1369-5 C3047 ¥4800E

商品 No.13513



人員や設備・施設などの基準をまとめました 施設基準と定められた疾患等を網羅しています

- 診療報酬には、一定の基準（施設基準）を満たし、届け出ることによって、はじめて点数が算定できる項目があります。本書は、この**施設基準の全内容**（医科・歯科・調剤の施設基準）を収載しました。
- 基本診療料、特掲診療料それぞれの施設基準を**項目別に収載**。関係する告示・通知・届出様式を整理して、関連する疑義解釈や診療報酬などの情報とあわせてまとめました。
- あわせて、診療報酬上、別に定める扱いになっている疾患や注射薬等も同様に**すべて収載**しています。
- **医科のみならず、歯科と調剤に定められた施設基準についても収載**、これ一冊で施設基準がすべてわかります。
- 自院の**最適な診療報酬算定**のための施設基準を知るために、ご活用ください。
- 平成30年4月届出に間に合うタイミングで「**速報 診療報酬の施設基準**」（6頁参照）を新たに発刊いたします。最新の施設基準を最速でお届けします。あわせてご利用ください。

本書の構成（予定）	
<p>基本診療料の施設基準等と診療報酬</p> <p>通則事項 初・再診料 入院基本料 入院基本料加算 特定入院料 短期滞在手術等基本料</p>	<p>● 施設基準等が設定されている項目ごとに、その要点と平成30年改定での変更点を解説するとともに、該当する</p> <p>①施設基準関係の告示・通知・届出様式 ②疑義解釈資料 ③診療報酬関係の告示・通知 ④その他の関係告示・通知・事務連絡をまとめます。</p>
<p>特掲診療料の施設基準等と診療報酬</p> <p>通則事項 医学管理等 在宅医療 検査 画像診断 投薬 注射 リハビリテーション</p>	<p>● 新設された施設基準等には、項目ごとの見出しに◎と記します。平成30年改定で実質的な追加・変更があった部分には下線をつけて明示します。</p>
<p>付 厚生労働大臣が定める疾患等（特掲診療料）</p>	
<p>索引</p>	<p>● 50音索引にくわえ、どこに様式があるか探しやすいよう様式一覧も掲載します。</p>

71 A301-4 小児特定集中治療室管理料

平成24年改定において、小児救急医療の充実を図る観点から、従来からある一般向けの特定集中治療室（ICU）についてのA301特定集中治療室管理料に加えて、小児専門の特定集中治療室（PICU）に対応する評価が、A301-4 小児特定集中治療室管理料として新設された。

小児特定集中治療室管理料の算定対象は、15歳未満で、①意識障害または昏睡、②急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性増悪、③急性心不全（心臓病を含む）、④急性薬物中毒、⑤ショック、⑥重篤な代謝異常（肝不全、腎不全、重症糖尿病）、⑦広範囲熱傷、⑧大手術後、⑨救急発生後、⑩その他の外傷、破傷風等で重篤な状態にあり、医師が特定集中治療室管理を必要であると認めた患者である。

施設基準としては、小児入院医療管理料1を届け出た医療機関で、小児特定集中治療室（1床当たり15平方メートル以上）が8床以上であること、専任の小児科医が常時治療室内に勤務し、その専任の小児科医に小児特定集中治療の経験が5年以上の医師2名以上を含むことなどが定められている。

平成25年改定では、高度急性期と一般急性期を担う病棟の機能分化の一環として、施設基準のうち実績条件について見直しが行われ、以下のいずれかを満たすこととされた（②を新たな① 治療室に入院する患者のうち、転院日以外の医療機関において救命救急入院料、区分番号「A301」特定集中治療室管理料を算定していた患者を年間20名以上受け入れること。②を新たな② 治療室に入院する患者のうち、転院日に救命救急診療料を算定した患者を年間600人入室2時間以内に入室手術を実施した患者が30名以上）受け入れられていること。また、重症度の基準が廃止された。

施設基準示 第九・五の二 小児特定集中治療室管理料

- 病院の一般病棟の治療室を単位として行われること。
- 当該治療室内に小児集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
- 当該治療室における看護師の人数、常時、当該治療室の入院患者の数が2又はその半以上にあり得ること。
- 集中治療を行うに十分な器具設備を有していること。
- 他の保険診療機関において救命救急入院料若しくは特定集中治療室管理料を算定している患者又は救命救急診療料を算定した患者の当該治療室への受け入れについて、相当の実績を有していること。
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。

留意事項 例第4の2 小児特定集中治療室管理料

1 小児特定集中治療室管理料に関する施設基準

- 小児入院医療管理料1【-256頁】の届出を行っている医療機関であること。
- 専任の小児科医が常時、小児特定集中治療室に勤務していること。当該専任の医師に、小児の特定集中治療の経験が5年以上有する医師を2名以上含むこと。
- 小児特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用的小児特定集中治療室を有しており、当該治療室の床面積は、8床以上であること。また、当該小児特定集中治療室の広さは、内法による測定、1床当たり15平方メートル以上であること。

71 A301-4 小児特定集中治療室管理料

平成24年改定

● 施設基準に関する届出書添付書類

● 施設基準に関するQ&Aなどの資料を収載

● 届出様式を収載

● 算定上の点数や取扱いをあわせて把握しやすいよう④施設基準に関連する診療報酬の告示と解釈通知の要旨を掲載